契 約 変 更 理 由 書

工事名	神戸港西部地区港湾施設改修及び整備工事（その３）

【工事概要】

当初

消波工　　１式

物揚場整備工　１式

変更後

消波工　　１式

物揚場整備工　１式

【工　期】

当初

令和４年９月６日～令和５年３月３１日

変更後

令和４年９月６日～令和５年３月３１日

ただし予算繰越の上は　令和５年５月３１日（６１日間の延長）

契約変更の理由

① 設計照査の結果、消波ブロック設置区域の地盤改良を脱漏していたため、浚渫・土運搬・置換材投入・汚濁防止施設設置・底質調査等が増工となる。

② 作業船作業時の安全監視船の配置について漁協組合と調整の結果、1 日当り隻数の増により隻数が増加となる。

③ 設計照査の結果、本体工製作時の木製型枠の一部、現場溶接が脱漏していたため増工となる。

④ 水中部にある既存コンクリートの撤去を行った結果、当初設計より撤去数量が少なかったため減工となる。

⑤ 新規消波ブロック設置箇所に隣接して既設消波ブロックがある。新規消波ブロックと既設消波ブロックの取り合い部はブロックを一体的にする必要があるため、既設消波ブロックの一部を据え直す必要がある。現地の状況を確認するため潜水調査を行った結果、対象範囲に想定以上のブロックが沈んでいたため、既設消波ブロックの復旧作業が増工となる。

⑥ その他、数量が増減となる。

工期延長の理由

⑦ 須磨地区の海上施工は、11 月上旬から着手する予定で漁協組合と調整を行っていたが、設計照査の結果、消波ブロック設置範囲について地盤改良（浚渫作業等）を行う必要があると判明したため、漁協組合と再度調整を行った。結果、海苔養殖に影響があるため 12 月下旬まで着手できなくなり工期延長が必要となる。